

○富山県温泉法施行規則

平成12年3月24日

富山県規則第6号

(最終改正：令和3年3月31日富山県規則第29号)

富山県温泉法施行規則を次のように定め、公布する。

富山県温泉法施行規則

富山県温泉法施行細則（昭和24年富山県規則第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）の施行に関し、法、温泉法施行令（昭和59年政令第25号）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平16規則44・平29規則18・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「温泉」とは、法第2条第1項に規定する温泉をいう。

(掘削許可の申請)

第3条 法第3条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉掘削許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 掘削しようとする地点及び当該地点の付近の状況を明らかにする書類
- (3) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (4) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (5) 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (6) 掘削の工事の施行方法を明らかにする書類
- (7) 掘削による既存の温泉への影響を記載した書類
- (8) 掘削により公益を害するおそれがないことを記載した書類
- (9) 法第3条第2項に規定する権利を有することを証明する書類
- (10) 法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

2 前項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 掘削の申請地点を記載した50,000分の1の地図
- (2) 掘削の申請地点を記載した25,000分の1の地図（掘削の申請地点から1キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、その源泉と掘削の申請地点との距離が記載されていること。）
- (3) 掘削の申請地点の付近の見取図
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写しその他土地の所在図であつて、掘削の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
- (5) 掘削しようとする土地の付近の地形、地質、地層等の概要を記載した書類
- (6) 掘削の申請地点を明らかにする写真

3 第1項第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 掘削孔の計画断面図及び予想柱状図
- (2) 掘削の申請地点の選定の理由及び深長の設定の根拠を記載した書類
- (3) 掘削によりゆう出が見込まれる温泉の温度、ゆう出量、泉質等を記載した書類

4 第1項第9号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 掘削しようとする土地の登記事項証明書
- (2) 掘削しようとする土地を申請者以外の者が所有する場合にあつては、当該土地を申請者が掘削することに同意する旨を証明する書類
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令で土地の掘削の規制を受けている場合にあつては、その規制が解除される見込みであることを証明する書類

（平14規則22・平16規則44・平17規則2・平19規則54・平20規則63・一部改正）

（増掘許可の申請）

第4条 法第11条第1項の規定による増掘の許可の申請をしようとする者は、温泉増掘許可申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する書類
- (2) 増掘しようとする地点及び当該地点の付近の状況を明らかにする書類
- (3) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (4) 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (5) 省令第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

- (6) 増掘の工事の施行方法を明らかにする書類
- (7) 増掘による既存の温泉への影響を記載した書類
- (8) 増掘により公益を害するおそれがないことを記載した書類
- (9) 増掘に必要な土地を使用する権利を有することを証明する書類
- (10) 前条第1項第10号に規定する書面

2 前項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 増掘の申請地点を記載した50,000分の1の地図
- (2) 増掘の申請地点を記載した25,000分の1の地図（増掘の申請地点から1キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、その源泉と増掘の申請地点との距離が記載されていること。）
- (3) 増掘の申請地点の付近の見取図
- (4) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写しその他土地の所在図であつて、増掘の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
- (5) 増掘しようとする場所の付近の地形、地質、地層等の概要を記載した書類
- (6) 増掘の申請地点を明らかにする写真

3 第1項第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 温泉の掘削孔の断面図及び柱状図並びに増掘孔の計画断面図及び予想柱状図
- (2) 増掘の深長の設定の根拠を記載した書類
- (3) 温泉の温度、ゆう出量、泉質等及び増掘によりゆう出が見込まれる温泉の温度、ゆう出量、泉質等を記載した書類

4 第1項第9号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 増掘しようとする土地の登記事項証明書
- (2) 増掘しようとする土地を申請者以外の者が所有する場合にあつては、当該土地を申請者が増掘することに同意する旨を証明する書類
- (3) 農地法その他の法令で土地の増掘の規制を受けている場合にあつては、その規制が解除される見込みであることを証明する書類

（平14規則22・平16規則44・平17規則2・平19規則54・平20規則63・平29規則18・一部改正）

（動力装置許可の申請）

第5条 法第11条第1項の規定による動力の装置の許可の申請をしようとする者は、温泉

動力装置許可申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する書類
- (2) 動力の装置をしようとする地点及び当該地点の付近の状況を明らかにする書類
- (3) 動力の装置に必要な土地を申請者以外の者が所有する場合にあっては、当該土地に申請者が動力を装置することに同意する旨を証明する書類
- (4) 法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類（分析終了後、10年を経過していないものに限る。）
- (5) 揚湯試験の結果を記載した書類
- (6) 掘削孔の断面図及び動力装置工法説明図
- (7) 動力装置選定理由書
- (8) 動力の装置による既存の温泉への影響を記載した書類
- (9) 動力の装置により公益を害するおそれがないことを記載した書類
- (10) 第3条第1項第10号に規定する書面

2 前項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 動力の装置の申請地点を記載した50,000分の1の地図
- (2) 動力の装置の申請地点を記載した25,000分の1の地図（動力の装置の申請地点から1キロメートル以内に既存の源泉がある場合にあっては、その源泉と動力の装置の申請地点との距離が記載されていること。）
- (3) 動力の装置の申請地点の付近の見取図
- (4) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写しその他土地の所在図であって、動力の装置の申請地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
- (5) 動力の装置の申請地点を明らかにする写真

（平14規則22・平16規則44・平17規則2・平19規則54・平20規則63・一部改正）

（有効期間の更新の申請）

第5条の2 法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新の申請をしようとする者は、温泉掘削等許可更新申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（平14規則22・追加、平19規則54・平20規則63・一部改正）

（合併又は分割による掘削許可等に係る事業の承継承認の申請）

第5条の3 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、合併（分割）による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請書（様式第4号の2）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2) 第3条第1項第10号に規定する書面

（平19規則54・追加、平20規則63・一部改正）

（相続による掘削許可等に係る事業の承継承認の申請）

第5条の4 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、相続による温泉掘削許可等に係る事業承継承認申請書（様式第4号の3）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 戸籍謄本

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉掘削等の事業を承継すべき相続人選定同意書（様式第4号の4）

(3) 法第4条第1項第4号又は第5号に該当しない者であることを誓約する書面

（平19規則54・追加、平20規則63・一部改正）

（掘削又は増掘のための施設等の変更の許可の申請）

第5条の5 法第7条の2第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、温泉掘削（増掘）施設等変更許可申請書（様式第4号の5）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

(2) 変更後の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

(3) 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（掘削のための施設等に係る場合に限る。）

(4) 省令第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（増掘のための施設等に係る場合に限る。）

（平20規則63・追加、平29規則18・一部改正）

（掘削等の変更の届出）

第6条 法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者（法第6条第1項又は第7条第1項（これらの規定を法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた者を含む。以下「掘削等の許可を受けた者等」という。）は、当該掘削等の工事が終了する前に次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに温泉掘削等変更届（様式第5号）に変更を証明する書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、法第7条の2第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 掘削等の許可を受けた者等の氏名又は住所（法人の場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (2) 掘削、増掘又は動力の装置の場所の所在若しくは地番（分筆、合筆又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による所在又は地番の変更に限る。）又は地目
- (3) 主要な設備の位置又は構造（掘削又は増掘の場合に限る。）
- (4) 可燃性ガスの警報設備の位置（掘削又は増掘の場合に限る。）
- (5) 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（掘削の場合に限る。）
- (6) 省令第6条第2項第4号に規定する増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（増掘の場合に限る。）

2 法第11条第1項の規定による動力の装置の許可を受けた者（同条第3項において準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定による承認を受けた者を含む。）は、許可を受けた動力装置の能力を超えない範囲内において動力装置を更新し、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ、温泉動力装置変更届（様式第6号）に当該動力装置の現況図及び計画図を添付して、知事に提出するものとする。

（平14規則22・平19規則54・平20規則63・平29規則18・一部改正）

（工事着手の届出）

第7条 掘削等の許可を受けた者等は、当該工事に着手したときは、速やかに温泉工事着手届（様式第7号）に当該工事の工程表を添付して、知事に提出するものとする。

（平14規則22・平19規則54・一部改正）

（工事完了の届出）

第8条 法第8条第1項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出をしようとする者は、温泉掘削（増掘）工事完了届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 温泉孔柱状図（柱状図、井戸仕上図及び温度変化図をいう。）
- (2) 第5条第1項第5号に規定する書類（動力による試験を行った場合に限る。）

(3) 工事の経過を明らかにする書類及び写真

(4) 省令第1条の2第9号に規定する記録

(平14規則22・旧第9条繰上・一部改正、平19規則54・平20規則63・一部改正)

(温泉動力装置の工事完了の届出)

第8条の2 法第11条第3項において準用する法第8条第1項の規定による動力装置の工事の完了の届出をしようとする者は、温泉動力装置工事完了届(様式第8号の2)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 動力装置配置図

(2) 第5条第1項第4号に規定する書類

(3) 第5条第1項第5号に規定する書類

(4) 前条第3号に規定する書類及び写真

(平20規則63・追加)

(工事廃止の届出)

第9条 法第8条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による工事の廃止の届出をしようとする者は、温泉工事廃止届(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 第8条第1号に規定する書類(掘削又は増掘であって工事に着手した後に廃止した場合に限る。)

(2) 第8条第3号に規定する書類及び写真(工事に着手した後に廃止した場合に限る。)

(3) 省令第1条の2第9号に規定する記録(掘削又は増掘であって工事に着手した後に廃止した場合に限る。)

(平14規則22・追加、平19規則54・平20規則63・平29規則18・一部改正)

(温泉ゆう出の届出)

第10条 温泉を所有する者(以下「温泉所有者」という。)は、当該温泉がゆう出したときは、速やかに温泉ゆう出届(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(1) 第3条第1項第1号に規定する書類

(2) 掘削孔の断面図(自然ゆう出の場合を除く。)

(3) 温泉のゆう出地点及び当該地点の付近の状況を明らかにする書類

(4) 第5条第1項第4号に規定する書類

(5) 温泉を所有する権利を有することを証明する書類

2 前項第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 温泉のゆう出地点を記載した25,000分の1の地図
- (2) 温泉のゆう出地点の付近の見取図
- (3) 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写しその他土地の所在図であつて、温泉のゆう出地点及び当該地点を特定するための土地の境界から当該地点までの距離等が記載されているもの
- (4) 温泉のゆう出地点を明らかにする写真

(平14規則22・平16規則44・平17規則2・平19規則54・平20規則63・一部改正)

(温泉所有者等の変更の届出)

第11条 温泉所有者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに温泉所有者等変更届(様式第11号)に変更を証明する書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 温泉のゆう出地の土地の所有者、温泉所有者又は動力の装置の所有者
- (2) 温泉のゆう出地の土地の所有者、温泉所有者又は動力の装置の所有者の氏名又は住所(法人の場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)
- (3) 温泉の成分及びゆう出量
- (4) 温泉のゆう出地の所在若しくは地番(分筆、合筆又は住居表示に関する法律による所在又は地番の変更に限る。)又は地目
- (5) 温泉地名又は源泉名

(平20規則63・全改)

(温泉廃止の届出)

第11条の2 温泉所有者は、当該温泉を廃止したときは、速やかに温泉廃止届(様式第12号)を知事に提出するものとする。ただし、当該温泉について、法第14条の8第1項の規定による届出が行われるときは、この限りでない。

(平20規則63・追加)

(採取許可の申請)

第11条の3 法第14条の2第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書(様式第12号の2)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する書類
- (2) 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が、省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

- (4) 設備の設置の状況を現した写真
- (5) メタンの濃度及び量の測定の結果を示す書類
- (6) 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- (7) 法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面

2 前項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 省令第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果を証明する書類
- (2) 省令第6条の3第1項第2号ハに規定するガス排出口が同項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果を証明する書類
- (3) 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果を示す書類（可燃性天然ガス発生設備（省令第6条の3第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。）

（平20規則63・追加）

（合併又は分割による採取許可に係る事業の承継承認の申請）

第11条の4 法第14条の3第1項の規定による申請をしようとする者は、合併（分割）による温泉採取許可に係る事業承継承認申請書（様式第12号の3）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第5条の3第1号に規定する書類
- (2) 前条第1項第7号に規定する書面

（平20規則63・追加）

（相続による採取許可に係る事業の承継承認の申請）

第11条の5 法第14条の4第1項の規定による申請をしようとする者は、相続による温泉採取許可に係る事業承継承認申請書（様式第12号の4）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第5条の4第1号に規定する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉採取の事業を承継すべき相続人選定同意書（様式第12号の5）
- (3) 法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることを誓約する書面

（平20規則63・追加）

（可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請）

第11条の6 法第14条の5第1項の規定による申請をしようとする者は、可燃性天然ガス濃度確認申請書（様式第12号の6）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する書類
- (2) 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- (3) メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- (4) メタンの濃度の測定の結果を証明する書類

（平20規則49・追加、平20規則63・旧第11条の2繰下・一部改正）

（譲渡による採取確認に係る地位の承継の届出）

第11条の7 法第14条の6第2項の規定により譲渡による届出をしようとする者は、譲渡による温泉採取確認に係る地位承継届（様式第12号の7）に譲渡に関する契約書の写しを添付して、知事に提出するものとする。

（平20規則63・追加）

（合併又は分割による採取確認に係る地位の承継の届出）

第11条の8 法第14条の6第2項の規定により合併又は分割による届出をしようとする者は、合併（分割）による温泉採取確認に係る地位承継届（様式第12号の8）に登記事項証明書を添付して、知事に提出するものとする。

（平20規則63・追加）

（相続による採取確認に係る地位の承継の届出）

第11条の9 法第14条の6第2項の規定により相続による届出をしようとする者は、相続による温泉採取確認に係る地位承継届（様式第12号の9）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第5条の4第1号に規定する書類
- (2) 第11条の5第2号に規定する書類

（平20規則63・追加）

（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）

第11条の10 法第14条の7第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉採取施設等変更許可申請書（様式第12号の10）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 第5条の5第1号に規定する書類
- (2) 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が省

令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

- (3) 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- (4) 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程

(平20規則63・追加、平29規則18・一部改正)

(温泉の採取の変更の届出)

第11条の11 法第14条の2第1項の規定による許可を受けた者（法第14条の3第1項又は法第14条の4第1項の規定による承認を受けた者を含む。）又は法第14条の5第1項の規定による確認を受けた者（法第14条の6第2項の規定による届出を行った者を含む。）

（以下「採取の許可を受けた者等」という。）は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに温泉採取者等変更届（様式第12号の11）に変更を証明する書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、法第14条の7第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 採取の許可を受けた者等の氏名又は住所（法人の場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）
- (2) 温泉の採取地の所在若しくは地番（分筆、合筆又は住居表示に関する法律による所在又は地番の変更に限る。）又は地目
- (3) 可燃性天然ガス発生設備間の配管の位置又は構造（採取の許可を受けた場合に限る。）
- (4) 可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋への防爆性能を有する電気設備の新設（採取の許可を受けた場合に限る。）
- (5) 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程（採取の許可を受けた場合に限る。）

(平20規則63・追加、平29規則18・一部改正)

(温泉の採取の事業の廃止の届出)

第11条の12 法第14条の8第1項の規定による届出をしようとする者は、温泉採取事業廃止届（様式第12号の12）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面（採取の許可を受けた場合に限る。）
- (2) 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真（採取の許可を受けた場合に限る。）

(平20規則63・追加)

(温泉利用許可の申請)

第12条 法第15条第1項の規定による申請をしようとする者は、温泉を公共の浴用に供しようとする場合にあつては温泉浴用許可申請書（様式第13号）を、温泉を公共の飲用に供しようとする場合にあつては温泉飲用許可申請書（様式第14号）を温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所を管轄する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センター（以下「厚生センター」という。）の長に提出するものとする。

2 前項に規定する温泉浴用許可申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する書類
- (2) 源泉から温泉利用施設までの送湯設備の状況を明らかにする平面図及び配管系統の断面図
- (3) 温泉利用場所の平面図
- (4) 温泉利用浴槽の断面図
- (5) 循環設備を設置する浴槽等の概要（様式第13号の2）
- (6) 測定場所及び測定条件を明らかにした浴室内硫化水素濃度を示す書類（総硫黄が、温泉1キログラム当たり2ミリグラム以上含まれる温泉利用施設（以下「硫黄泉利用施設」という。）の場合に限る。）
- (7) 換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等の設置場所を明らかにする図面（硫黄泉利用施設の場合に限る。）
- (8) 浴室内硫化水素濃度測定計画（硫黄泉利用施設の場合に限る。）
- (9) 事故発生時の対処方針を記載した書類（硫黄泉利用施設の場合に限る。）
- (10) 法第19条第1項の登録を受けた者が発行する温泉成分分析の結果を証明する書類
- (11) 温泉を利用する権利を有することを証明する書類（申請者と温泉所有者とが異なる場合に限る。）
- (12) 法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

3 第1項に規定する温泉飲用許可申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第10号から第12号までに規定する書類
- (2) 厚生センター等が行った温泉飲用水質試験成績書（様式第15号）
- (3) 源泉から温泉利用施設までの中継槽等の送湯設備の状況を明らかにする平面図
- (4) 飲用場所の構造図
- (5) 源泉、中継槽（貯湯槽を含む。）及び飲用場所の状況を明らかにする写真

（平14規則22・平14規則44・平16規則44・平19規則54・平20規則63・平30規則

18・一部改正)

(合併又は分割による温泉利用許可に係る事業の承継承認の申請)

第12条の2 法第16条第1項の規定による申請をしようとする者は、合併(分割)による温泉利用許可に係る事業承継承認申請書(様式第15号の2)に次に掲げる書類を添付して、温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センターの長(以下「厚生センター所長」という。)に提出するものとする。

- (1) 第5条の3第1号に規定する書類
- (2) 前条第2項第12号に規定する書面

(平19規則54・追加、平20規則63・平30規則18・一部改正)

(相続による温泉利用許可に係る事業の承継承認の申請)

第12条の3 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、相続による温泉利用許可に係る事業承継承認申請書(様式第15号の3)に次に掲げる書類を添付して、温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

- (1) 第5条の4第1号に規定する書類
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、温泉利用の事業を承継すべき相続人選定同意書(様式第15号の4)
- (3) 法第15条第2項第1号又は第2号に該当しない者であることを誓約する書面

(平19規則54・追加、平20規則63・一部改正)

(飲用に供する温泉の検査)

第12条の4 法第15条第1項の規定による温泉を飲用に供する許可を受けた者(以下この条において「温泉飲用の許可を受けた者」という。)は、毎年1回以上、飲泉口において採取した温泉について、次の表の左欄に掲げる事項の検査を行い、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合することを確認するものとする。

| | |
|------|---------------------------------|
| 一般細菌 | 1ミリリットルの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| 大腸菌群 | 検出されないこと。 |

2 前項に定めるもののほか、温泉飲用の許可を受けた者は、飲泉口において採取した温泉に着色が認められる場合その他必要と認めるときは、全有機炭素の検査を行い、1リットルにつき5ミリグラム以下であることを確認するものとする。

3 温泉飲用の許可を受けた者は、前2項の温泉の検査の結果、当該温泉が基準に適合しないときは、直ちに当該温泉を飲用に供することを中止するとともに、その旨を温泉利用施

設の所在地を管轄する厚生センター所長に届け出るものとする。

(平16規則44・追加、平19規則54・旧第12条の2線下・一部改正)

(温泉成分等の掲示等の届出)

第13条 法第18条第4項の規定による届出をしようとする者は、温泉成分等掲示(掲示内容変更)届(様式第16号)に次に掲げる書類を添付して、温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

- (1) 掲示場所を明らかにする平面図
- (2) 第12条第2項第10号に規定する書類
- (3) 温泉成分・禁忌症適応症・掲示表(様式第17号)

(平14規則22・平16規則44・平19規則54・平20規則63・平30規則18・一部改正)

(温泉利用の変更の届出)

第14条 法第15条第1項の規定による許可を受けた者(法第16条第1項又は第17条第1項の規定による承認を受けた者を含む。以下「温泉利用の許可を受けた者等」という。)は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに温泉利用変更届(様式第18号)を温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

- (1) 温泉利用の許可を受けた者等の氏名又は住所(法人の場合にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)
- (2) 温泉利用施設の所在又は地番(分筆、合筆又は住居表示に関する法律による所在又は地番の変更に限る。)
- (3) 利用場所

2 前項に規定する温泉利用変更届を提出する場合において、同項第3号に掲げる事項に変更が生じた場合にあっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 変更前及び変更後の温泉利用施設の状況又は法第18条第1項の規定による掲示をする場所を明らかにする平面図
- (2) 硫黄泉利用施設にあっては、前号に規定する平面図のほか、換気孔若しくは換気装置又はばっ気装置等の設置場所を明らかにする図面

(平14規則22・平16規則44・平19規則54・平20規則63・平30規則18・一部改正)

(温泉利用廃止の届出)

第15条 温泉利用の許可を受けた者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに温泉利用廃止届(様式第19号)を温泉利用施設の所在地を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

- (1) 公共の浴用又は飲用に供することを廃止したとき。
- (2) 温泉利用の許可を受けた者等が死亡し、又は6月以上所在不明となったとき。

2 前項第2号に該当する場合にあっては、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者がこれを行うものとする。

（平16規則44・平19規則54・一部改正）

（温泉使用の届出）

第16条 温泉を公共の浴用又は飲用以外の目的に使用しようとする者は、温泉使用届（様式第20号）に配管系統を明らかにした温泉の使用場所の平面図を添付して、温泉の使用場所を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

（平16規則44・平19規則54・一部改正）

（温泉使用廃止の届出）

第17条 前条の規定による届出を行った者は、当該温泉の使用を廃止したときは、速やかに温泉使用廃止届（様式第21号）を温泉の使用場所を管轄する厚生センター所長に提出するものとする。

（平16規則44・平19規則54・一部改正）

（温泉成分分析を行う者の登録）

第18条 法第19条第1項の規定による温泉成分分析を行う者の登録を受けようとする者は、温泉成分分析機関登録申請書（様式第22号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- (3) 温泉成分分析を行う施設の見取図
- (4) 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するために十分な経理的基礎を有することを証明する書類
- (5) 法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (6) 省令第14条第2項各号に該当する場合にあっては、その契約書の写し

（平14規則22・追加、平16規則44・平17規則2・平19規則54・平24規則44・一部改正）

（温泉成分分析機関の変更の届出）

第19条 法第20条の規定による法第19条第2項各号に掲げる事項の変更の届出をしようとする

する者は、速やかに温泉成分分析登録機関変更届（様式第23号）に変更を証明する書類を添付して、知事に提出するものとする。

（平14規則22・追加、平19規則54・一部改正）

（温泉成分分析機関の廃止の届出）

第20条 法第21条第1項の規定による温泉成分分析の業務の廃止の届出をしようとする者は、速やかに温泉成分分析登録機関廃止届（様式第24号）を知事に提出するものとする。

（平14規則22・追加、平19規則54・一部改正）

（書類の提出）

第21条 第3条から第11条の12までの規定により知事に提出する書類は、掘削、増掘若しくは動力を装置しようとする場所、温泉がゆう出する場所又は温泉の採取を行おうとする場所を管轄する厚生センター（富山市の区域内にあっては、富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）第2条の規定に基づく富山市）を経由するものとする。

2 第18条から第20条までの規定により知事に提出する書類は、温泉成分分析を行う施設の所在地を管轄する厚生センターを経由するものとする。ただし、温泉成分分析を行う施設の所在地が富山市の区域内にあるものは、直接知事に提出するものとする。

3 前2項の書類の提出部数は、厚生センター又は富山市を経由するものにあつては正副2通、直接知事に提出するものにあつては1通とする。

（平14規則22・旧第18条繰下・一部改正、平14規則44・平16規則44・平20規則63・一部改正、平29規則18・追加）

（適用除外）

第22条 法第36条第1項及び温泉法施行令の規定により、富山市長が行うこととされた事務については、第12条から第17条まで及び前条の規定は、適用しない。

（平14規則22・旧第19条繰下・一部改正、平19規則54・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県温泉法施行細則の規定によりなされた届出は、この規則による改正後の富山県温泉法施行規則の相当規定により行われた届出とみなす。

附 則（平成14年規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成15年規則第83号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成16年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第12条第1項の規定によりされている許可の申請は、この規則による改正後の同項の規定によりされた許可の申請とみなす。

附 則（平成17年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年5月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成17年環境省令第2号）附則第2項の規定により、同省令の施行前に行う同項の規定による届出は、この規則による改正後の富山県温泉法施行規則第13条に規定する温泉成分等揭示届に同条各号に掲げる書類を添付して、温泉を公共の浴用又は飲用に供している場所を管轄する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長に提出して行うものとする。

附 則（平成19年規則第54号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年規則第49号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定（「装置を」を「装置」に改める部分を除く。）及び同条に2項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成30年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県温泉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。